

株式会社レノバ「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価方法書」に係る 審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年11月27日付けで株式会社レノバより届出された「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤）は以下のとおり。

1. 環境審査

(1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年1月24日

(2) 熊本県知事意見 * 平成30年3月28日

(3) 環境審査顧問会風力部会（第1回）

*平成30年4月13日

① 補足説明資料

② 環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・現地調査開始前に、植生の状況を確認し、調査地点を再検討すること。	現地調査開始前に、植生の状況を確認し、調査地点を再検討します。
・生態系の上位性・典型性注目種選定に当たり、現地の状況を踏まえ、適切な種を選定すること。	上位性・典型性注目種について、現地の状況を踏まえ、再検討します。
・渡り鳥については、渡りの時期をおさえ、調査の時期・時刻・天候条件についても準備書に記載すること。	渡り鳥については、既存文献や専門家の意見から適切な調査の時期を設定します。また、調査結果は、調査の時期・時刻・天候条件も含めて、準備書に記載します。

(1)～(3)の資料については、下記URLを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

ツル類やアカハラダカが春季及び秋季に対象事業実施区域周辺を通過する可能性を鑑み、鳥類（渡り鳥）の現地調査は、風車設置予定場所周辺上空を通過する渡り鳥の数を適確に把握することができる時期に、十分な調査期間を確保し、適切な調査地点を設定し実施すること。